

## 制度の持続可能性の確保等について②

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

# 1. 障害福祉サービス等事業者の 指定の在り方について

- 障害福祉サービス等の事業者の指定は、障害福祉サービス等事業を行う者の申請により、都道府県知事等が障害福祉サービス等の種類及び事業所ごとに行う一方、支給決定は、原則として、当該支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者の申請により、居住する市町村が行う。
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画及び障害児福祉計画を定め、その中で障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標、各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み等を設定している。
- 障害福祉サービスの供給が地域のニーズに対して過剰なものとならないよう、都道府県知事等は、事業者の指定に当たっては、生活介護、放課後等デイサービス等の指定に限り、その指定を拒否することができる総量規制の仕組みが設けられている。
- また、政令市、中核市以外の一般市町村は、障害福祉計画等において必要なサービス見込み量等を定めることとされているにも関わらず、事業者の指定においては、基本的に一般市町村は関与できない仕組みとなっており、利用者の障害特性等のニーズに応じた事業所の適切な整備がなされていない可能性があるとの指摘や、市町村が知らない間に新規事業者の指定が行われるケースがあるとの指摘がある。

- 地域ごとの障害福祉サービス等のニーズを適切に踏まえた事業所の整備を進めるという観点から、都道府県知事等が行う指定障害福祉サービス事業者等の指定に対し、政令市、中核市以外の一般市町村が関与できる仕組みの導入について、検討してはどうか。

### (基本的考え方)

- 市町村は、障害福祉サービス等の支給決定を行うとともに、障害福祉計画及び障害児福祉計画を定め、その中で障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標、各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み等を設定しており、地域における障害福祉サービス等のニーズや地域の実情を最もよく把握できる主体と考えられる。
- このため、地域ごとの障害福祉サービス等のニーズや地域の実情を適切に踏まえた事業所の整備が進むようにするためには、事業者の指定に障害福祉計画等を策定する市町村が関与することが重要と考えられる。
- 市町村の関与の方法に関しては、「地方分権改革に関する提案」において指定権限を市町村に移譲することが提案され、障害者部会（令和3年3月19日）で審議されたが、その審議の結果、事務量の増加やノウハウの不足等の懸念等も考慮し、移譲はしないとの結論に至ったところである。
- このような経過を踏まえ、障害福祉計画等に基づく市町村によるサービス提供体制の確保を一層推進する観点から、高齢者介護の分野で導入されている市町村の関与に係る仕組み（※）を参考として、都道府県知事による障害福祉サービス等の指定に関して市町村長が関与することについて、以下の方向で具体的に検討を進めていくこととしてはどうか。  
※ 都道府県知事による居宅サービス（通所・訪問サービス）事業者の指定に関して、市町村長が都道府県知事に意見を提出し、都道府県知事はその意見を踏まえ指定をする際に条件を付することができる。

### (障害福祉計画等におけるサービス等の提供体制の確保に係る目標等の充実)

- 障害者・障害児や家族のニーズに応じて必要なサービスを提供するためには、障害福祉計画等に基づく計画的なサービス提供体制の確保が重要であるところ、現状では、市町村がサービス種別ごとの見込み量を市町村計画に記載した上で、都道府県計画では、より広域な障害福祉圏域を標準として見込み量を定めることとされている。このため、よりきめ細かい単位での地域のニーズを計画に記載してサービス提供体制の確保を推進する（※）など、地域ニーズに応じたサービス提供に向けた計画策定の在り方についても検討を深めることが必要ではないか。  
※例えば、計画において、
  - ・ 障害者等にとってより身近な地域での必要なニーズ把握や事業所整備を進める観点から、地理的条件や経済的な関係なども踏まえ、市町村内の一定の地域単位で必要量を見込んでいくこと、
  - ・ サービス種別ごとの必要量のみならず、特定の障害特性を有する者（例えば、医療的ケア児など）についての特定のサービスの過不足の状況を明らかにすることなどが考えられる。

### (市町村のニーズに応じた事業者指定の仕組み)

- 事業者指定に対する市町村関与の具体的な内容として、以下のような仕組みを設けることとしてはどうか。
  - ・ 関係市町村長は、都道府県知事による事業者指定に際し、その旨通知するよう求めることができ、都道府県知事はその求めに応じなければならないこととする。
  - ・ 関係市町村長は、上記の通知を受けたときは、都道府県知事による指定について、市町村障害（児）福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。
  - ・ 都道府県知事は、市町村長からの意見を勘案し、指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
  - ・ 指定事業者が条件に従わない場合には、都道府県知事による勧告・命令ができることとするとともに、指定の取消しや指定の効力の一時的な停止もできることとする。  
※市町村関与の仕組みの対象となる「関係市町村」とは、当該事業所の所在市町村だけでなく、同一の障害福祉圏域内の近隣の市町村も含むことを想定。
  
- また、付加できる条件については、例えば、以下のようなものが想定されるが、引き続き精査した上で、制度の施行と合わせて地方自治体に活用例を示すこととしてはどうか。
  - ・ 障害福祉計画に定められたサービス見込み量を踏まえ、障害者総合支援法の規定に基づく給付として提供するサービスの提供地域やその定員について、地域のニーズに合わせたものとする。
  - ・ 障害福祉計画に、例えば、特定の障害種別の障害者の受入体制が不足している旨の具体的な記載がある場合に、その職員に対する研修の実施や必要な人材の確保など、その障害種別の障害者の受入体制を整備すること。
  - ・ 一定程度サービスが充足している市町村に開設予定の事業所に対し、サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること。
  - ・ へき地などで開設予定の通所事業所に対し、自ら通所することが困難な利用者に対して送迎を行うこと。 等
  
- なお、この市町村関与の仕組みにおいては、市町村長は「障害（児）福祉計画との調整を図る見地」からの意見を申し出るため、障害者福祉計画等に市町村ごとのニーズ等を具体的に記載した範囲での条件が検討されることとなる。

# 障害福祉サービス等事業所の指定と障害福祉サービス等の支給決定

○ 障害福祉サービス等事業所の指定と障害福祉サービス等の支給決定については、計画相談支援等や大都市特例のケースを除き、それぞれの実施主体が異なっている。

		都道府県		指定都市 (児童福祉法は、児童相談所設置市を含む。)		中核市		市町村		
		指定	支給決定	指定	支給決定	指定	支給決定	指定	支給決定	
障害者総合支援法	障害者支援施設	施設入所支援	○	×	○	○	○	○	×	○
	障害福祉サービス事業者	居宅介護、重度訪問介護、共同生活援助 等	○	×	○	○	○	○	×	○
	一般相談支援事業者	地域相談支援	○	×	○	○	○	○	×	○
	特定相談支援事業者	計画相談支援	×	-	○	-	○	-	○	-
児童福祉法	障害児入所施設	入所支援	○	○	○	○	×	×	×	×
	障害児通所支援事業者	児童発達支援、放課後等デイサービス等	○	×	○	○	○	○	×	○
	障害児相談支援事業者	障害児相談支援	×	-	○	-	○	-	○	-

# 障害福祉計画及び障害児福祉計画について

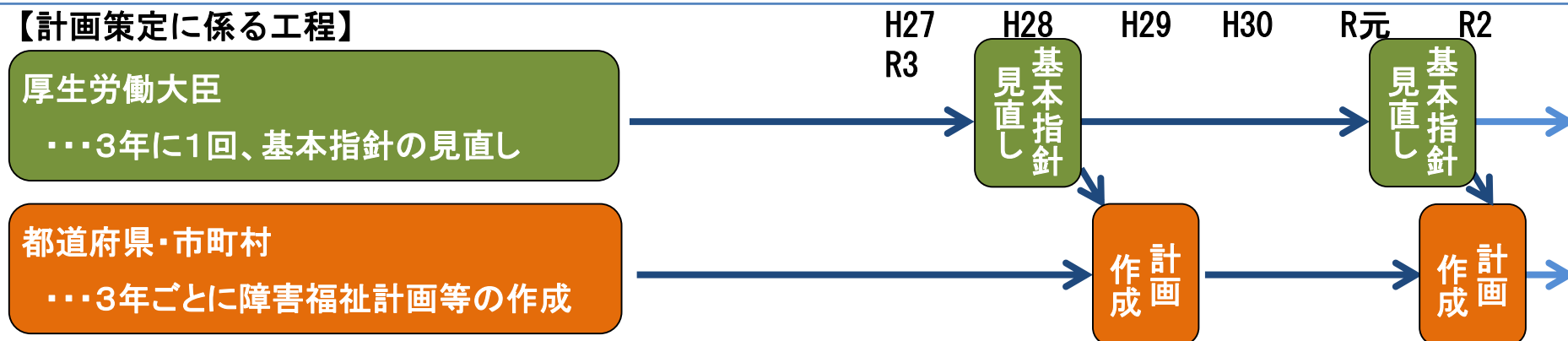
## 基本指針について

- 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。（平成18年6月26日告示）
- また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（令和3～5年度）を作成するための基本指針は令和2年5月19日に告示

## 【これまでの計画期間等】

第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度	第4期計画期間 27年度～29年度	第5期計画期間 第1期計画期間（現） 30年度～2年度	第6期計画期間 第2期計画期間（現） 3年度～5年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の3年後見直し等を踏まえ、平成32年度を目標として、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成	障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、令和5年度を目標として、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成

## 【計画策定に係る工程】





# 障害福祉計画と基本指針の基本的な構造について

## 国の基本指針（障害者総合支援法第87条）

障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

市町村及び都道府県の障害福祉計画に関する事項

その他の事項

（基本指針に即して計画を作成）

↑（計画の提出）

## 市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条関係）

### （義務）

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

各年度における市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

（都道府県の意見を聴く）

### （努力義務）

障害福祉サービス等  
の見込量の確保方策

医療機関等の関係  
機関との連携

### （その他の事項）

- ・ 計画は障害者等の数、その障害の状況を勘案すること（義務）
- ・ 計画を作成する場合、障害者等の心身の状況等を把握した上で作成すること（努力義務）
- ・ 他の計画と調和が保たれること（義務） など

（計画の提出）

## 都道府県障害福祉計画（障害者総合支援法第89条関係）

※各市町村を包括する広域的な見地から作成

### （義務）

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

各年度における区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数（注）

各年度における都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

### （努力義務）

区域ごとの障害福祉サービス等  
の見込量の確保方策

区域ごとの障害福祉サービス等  
に従事する者の確保又は  
資質の向上

施設障害福祉サービスの  
質の向上

区域ごとの医療機関等の  
関係者との連携

### （その他の事項）

- ・ 他の計画と調和が保たれること（義務） など
- （注） 都道府県は、定員や見込量を超えることになる等の場合には、施設・事業所の指定を行わないことができる。（障害者支援施設、生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型）



## 障害福祉計画におけるサービス見込み量の設定について

- 都道府県・市町村は、障害福祉計画においてサービス見込み量を定めることになっており、具体的なニーズの把握等については基本指針において示している。

### 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(抄)

#### 第三 計画の作成に関する事項

##### 一 計画の作成に関する基本的事項

##### 3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

障害福祉サービス並びに障害児通所支援及び障害児入所支援の必要な量を見込む等の際は、地域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握しつつニーズを把握するよう努めることが必要である。

このため、現在のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行うことが適当である。なお、ニーズ調査等については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。

##### 4 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等における障害児の受入れの体制整備を行うものとする。

# 障害福祉サービス等における総量規制

- 都道府県等は、指定権限を有する一部の障害福祉サービス等について、都道府県等の障害者福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき(計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等)には、事業所等の指定をしないことができる。

## 対象サービス等

生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害者支援施設  
児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

事業所等から指定申請があった場合に、以下の(1)・(2)のいずれかに該当する場合は、指定を拒否できる。

- (1) 既に以下の状態になっているか又は当該事業者の指定により以下の状態となるとき

都道府県等が定める区域  
における当該サービスの利  
用(入所)定員の総数



都道府県等の障害者福祉計画・障害児  
福祉計画において定める、都道府県等が  
定める区域における当該サービスの必要利  
用(入所)定員の総数

- (2) その他、都道府県等の障害者福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生じるおそれがあると認めるとき

# 介護事業所の指定に係る保険者の関与の仕組み(全体像)

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成30年4月1日施行)により、地域マネジメントを推進するため、市町村が居宅サービス等の供給量を調整できるように、以下のとおり条件付加や指定拒否の仕組みを追加した。

見直し前の関与の仕組み	都道府県指定のサービス	市町村指定のサービス
総量規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険3施設</li> <li>・特定施設入居者生活介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対応型共同生活介護</li> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設</li> </ul>
公募制	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・(看護)小規模多機能型居宅介護</li> </ul>
市町村協議制による指定拒否・条件付加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護</li> <li>・通所介護</li> </ul> (定巡・小多機等の普及の観点)	
条件付加	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型サービス全体(事業の適正な運営を図る観点)</li> </ul>
なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の居宅サービス</li> </ul>	—

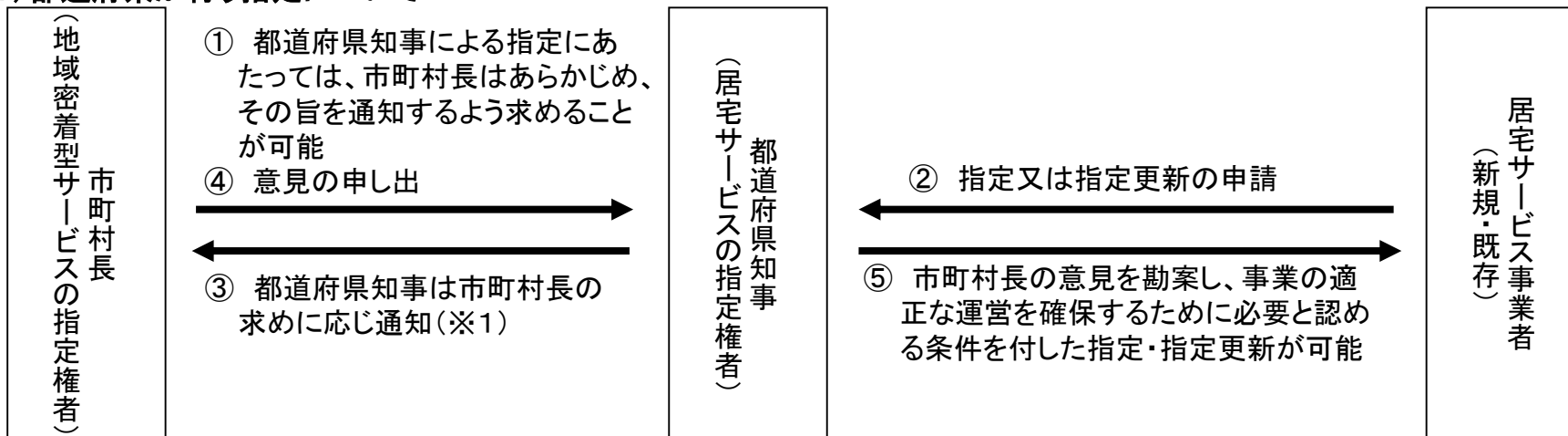


見直し後の関与の仕組み	都道府県指定のサービス	市町村指定のサービス
総量規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険3施設</li> <li>・特定施設入居者生活介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対応型共同生活介護</li> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設</li> </ul>
公募制	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・(看護)小規模多機能型居宅介護</li> </ul>
市町村協議制による指定拒否・条件付加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護</li> <li>・通所介護</li> <li>・<b>短期入所生活介護</b></li> </ul> (定巡・小多機等の普及の観点)	
<b>指定拒否</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>地域密着型通所介護</b>(定巡・小多機等の普及の観点)</li> </ul>
条件付加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>居宅サービス全体</b>(市町村介護保険事業計画との調和の観点)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型サービス全体(事業の適正な運営を図る観点)</li> </ul>
なし	—	—

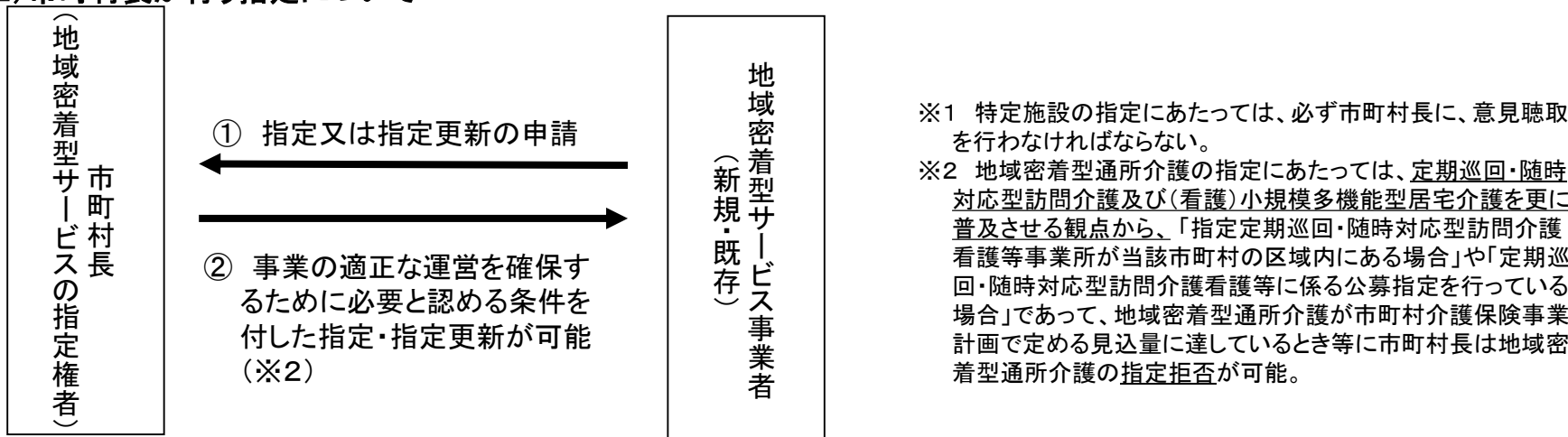
# 介護事業所の指定に係る保険者の関与の仕組み(条件付加)

- 都道府県知事が行う居宅サービス事業者の指定については、介護保険事業計画との調整を図る見地から、市町村長が一定程度関与できるように、市町村長が都道府県知事に対して意見することができる仕組みや、都道府県知事が指定を行うにあたって条件を付することができる仕組みを設けている。
- また、市町村長が行う地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、市町村長は事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる仕組みを設けている。

## (1) 都道府県が行う指定について

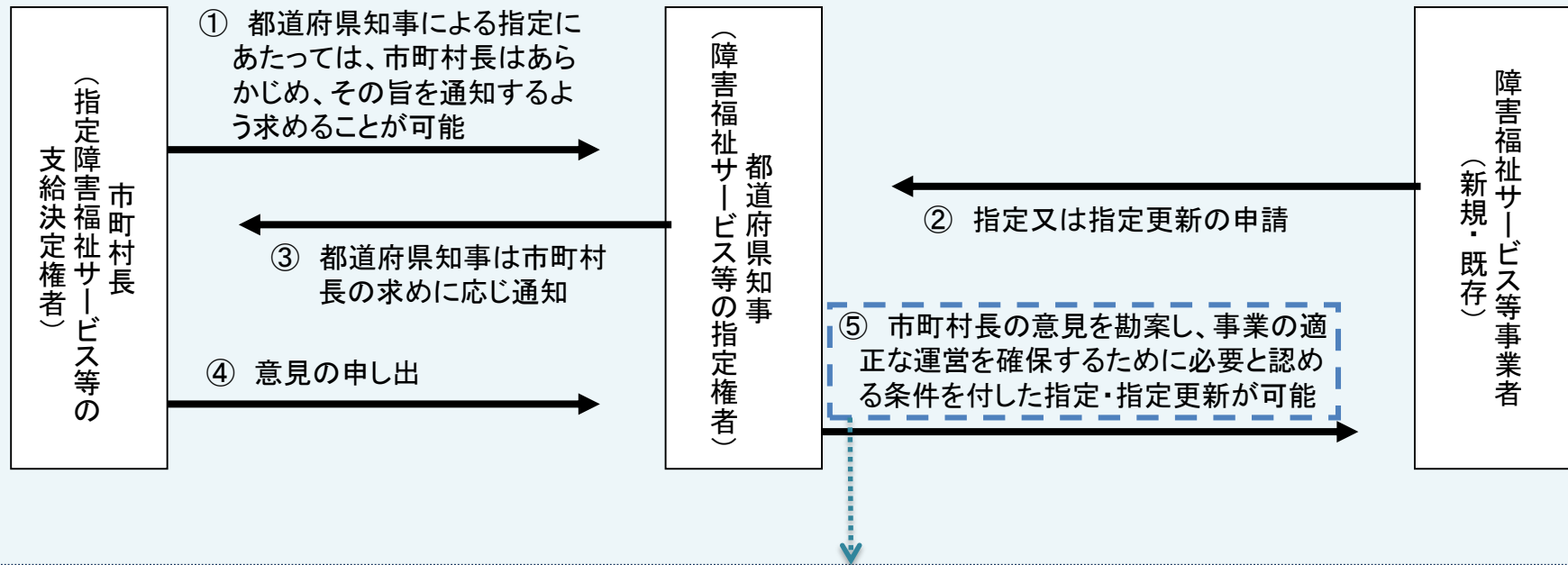


## (2) 市町村長が行う指定について



# 障害福祉サービス等事業者の指定における市町村の関与(イメージ図)

## 障害福祉サービス事業者の指定における条件付加の仕組み(検討中の改正後イメージ)



### ○ 付加できる条件の具体例(案)

- ・ 障害福祉計画に定められたサービス見込み量を踏まえ、障害者総合支援法の規定に基づく給付として提供するサービスの提供地域やその定員について、地域のニーズに合わせたものとする。
- ・ 障害福祉計画に、例えば、特定の障害種別の障害者の受入体制が不足している旨の具体的な記載がある場合に、その職員に対する研修の実施や必要な人材の確保など、その障害種別の障害者の受入体制を整備すること。
- ・ 一定程度サービスが充足している市町村に開設予定の事業所に対し、サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること。
- ・ へき地などで開設予定の通所事業所に対し、自ら通所することが困難な利用者に対して送迎を行うこと 等

※ 市町村長は「障害(児)福祉計画との調整を図る見地」からの意見を申し出ることとしているため、地域のニーズを反映した効果的な条件を付すためには、障害(児)福祉計画の策定に当たって、市町村ごとのニーズを具体的に盛り込んだ計画内容としておくことが前提

## 指定障害福祉サービス事業者の指定権限の移譲等について

### 【現状と課題】

- 令和元年の地方分権改革に関する提案において、以下の問題意識から、指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び業務管理体制の整備に関する事務・権限を、都道府県知事から市町村長へ移譲するよう要望があった。
  - ・ 指定障害福祉サービス事業者の指定権限は都道府県知事（※）が有しており、事業所が設置される市町村はどのような事業所が開設されるか分からない中で、障害福祉サービスの給付費の支払いを行っている。
 

（※）なお、指定都市及び中核市については、指定障害福祉サービス事業者の指定権限が移譲されている。
  - ・ また、事業所が不正を行った場合、行政処分は都道府県が行い、その処分に伴う返還金の請求事務は市町村で行うこととなっている。
  - ・ 上記のように、市町村が事業者の指定から監査、行政処分等を一貫して行えないため、市町村が主体的に事業者を管理することができない。
- これについては、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）において、当該権限を市区町村に移譲することの必要性等について、地方公共団体に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和2年度中を目途に結論を得ることとされた。

### 参考：令和元年 地方自治体からの提案内容（大府市）

指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び全ての事業所が1つの市町村の区域に所在する場合の業務管理体制の整備に関する事務・権限を都道府県知事から市町村長へ移譲する。

### 令和元年 地方からの提案等に関する対応方針（抄）（令和元年12月23日閣議決定）

指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び指定障害福祉サービス事業者（全ての事業所が一の市区町村の区域内にあるものに限る。）による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等（36条、51条の2、51条の3、51条の4等）に係る事務・権限については、当該権限を市区町村（指定都市及び中核市を除く。）に移譲することの必要性等について、地方公共団体に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和2年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



## 対応の方向性

### 【調査結果の概要】

- **条例による事務処理特例制度によって指定権限等の移譲を受けていない市区町村**においては、支援内容の質の確保や介護給付費等の支給の適正化等、権限移譲による**改善が期待できると回答したのは26%**だった一方、事務の権限の主体が異なる**現状でも特に支障はなく、かつ、権限移譲による効果も想定されないと回答したのは68%(=883/1300自治体)**だった。
- また、指定権限等の移譲を受けていない市区町村のうち、権限移譲による**支障や課題は想定されないと回答したのは2%**だった一方、事務量の増加やノウハウの不足等、権限移譲による**支障や課題が想定されると回答したのは98%**だった。
- なお、**既に指定権限等の移譲を受けている中核市** (※) 及び**条例による事務処理特例制度によって指定権限等の移譲を受けている市区町村**においては、移譲されたいずれかの権限等について、支援内容の質の確保や介護給付費等の支給の適正化等、権限移譲による**一定の効果があったと回答したのは、中核市では100%**だった一方、条例による事務処理特例制度によって**指定権限等の移譲を受けている市区町村では52.5%**だった。  
※ 平成31年4月より、業務管理体制の整備等の事務の権限を都道府県知事から中核市の市長に移譲している。
- また、移譲されたいずれかの権限等について、事務量の増加やノウハウの不足等、権限移譲による**支障や課題が生じていると回答したのは、中核市では92.3%**だった一方、条例による事務処理特例制度によって**指定権限等の移譲を受けている市区町村では100%**だった。
- なお、都道府県の回答では、権限移譲した場合の効果や支障の両面が想定されるとの指摘があった。  
 その他、一部の都道府県においては、事業者の指定の際に市区町村に事前確認をする等、都道府県と市区町村の連携に際し工夫が行われている。



### 【対応の方向性】

- 上記のとおり、指定権限等の移譲の効果は限定的であると考えられることから、
  - ・ 指定障害福祉サービス事業者の指定権限等を法改正により**都道府県から市区町村へ移譲する対応は行わず、**
  - ・ 条例によって個別に権限の移譲が可能であることや、調査結果で得られた都道府県と市区町村間の連携の好事例等を、自治体に対して周知する
 という方針で対応することとしてはどうか



## 2. 障害福祉分野におけるICT活用等の 推進について

## 現状・課題

- 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）では、「地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボットやICTの導入支援を進めるとともに、介護現場での大規模実証や介護ロボットの導入の効果実証等から得られたエビデンスデータを蓄積・分析し、次期からの介護報酬改定等での評価につなげる。あわせて、障害福祉分野における介護ロボットやICTの導入についても、介護分野での状況を踏まえて取組を進める。」とされており、障害福祉分野におけるICT活用やロボット導入を推進していく必要がある。
- 厚生労働省としては、従来より、障害福祉分野におけるICT活用やロボット導入の経費等についてモデル的に支援を行うとともに、導入の促進や支援手法の開発等を目的とした調査研究を実施するなど推進を図っている。
- 障害福祉分野におけるICT活用やロボット導入による業務効率化・職員の業務負担軽減をより一層図るため、高齢者介護分野における取組も参考としつつ、ICT活用等による報酬上の評価や基準の見直し等も含め、具体的なICT活用等の推進方策について検討する必要がある。
- 特に、各種記録や計画の作成、職員間の迅速な情報共有・相談助言、移乗介護等の介護業務、相談支援、自立生活援助等の地域生活を支援する業務において、障害特性に応じたICT活用やロボット導入により、業務効率化や職員の業務負担軽減をより一層推進することができると考えられる。
- これまでの部会の議論では、障害者本人や施設のニーズに合わせたICT活用やロボット導入、多くの実証データに基づく検討、ICT活用等の促進のための数値目標の設定や効率化が進んだことがわかる仕組みの必要性などの意見があった。

## 検討事項（論点）

- 障害福祉分野における業務効率化及び職員の業務負担軽減をさらに推進していく必要があることを踏まえ、ICTの活用やロボットの導入についてどのように考えるか。

## 検討の方向性

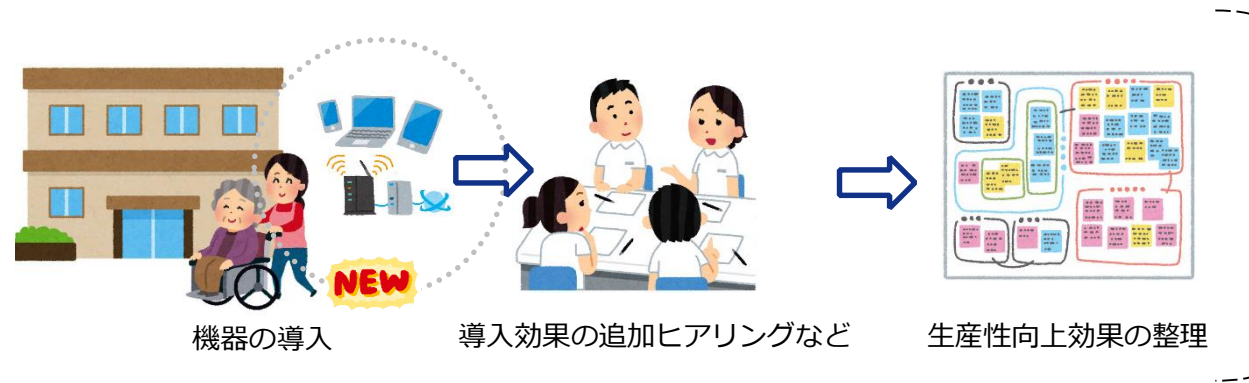
- 令和4年度の調査研究事業においては、IT関係の専門家、リハビリテーション専門職、福祉工学等の専門家などの専門的知見に基づき、各ICT機器やロボットの導入に係る効果の定量的評価（業務量や業務時間の短縮など）について科学的、実証的な測定・検証を行うこととしており、この調査研究を含め実証データの収集・分析を進めながら、ICT活用やロボット導入の推進の方策について具体的な検討を行っていくこととしてはどうか。
- ICT活用やロボット導入を推進するにあたっては、施設や事業所における生産性の向上だけでなく、安全管理体制やサービスの質の確保も重要であることから、調査研究の実施に当たっては、このような点も留意しながら進める必要があるのではないか。
- 障害福祉分野におけるICT活用やロボット導入の経費等の支援については、以上のような検討を踏まえつつ、より効果的な手法を推進することとしてはどうか。

## 1 事業の目的

- 「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて（中間整理）」において示された
- 障害者本人のQOL向上への活用や障害福祉現場の業務効率化及び職員の負担軽減をさらに推進していく必要があることを踏まえ、調査研究等の実施を通じて、障害福祉分野におけるICT活用やロボット導入に関する実証データの収集に努めながら、その方策等について検討を進めること。
  - 介護分野での状況も踏まえながら、ICT活用等による報酬上の評価や基準の見直し等も含め、具体的なICT活用等の推進方策の検討が必要であること。
  - 各種記録や計画の作成、移乗介護等の介護業務、相談支援、自立生活援助等の地域生活を支援する業務等において、障害特性に応じたICT活用やロボット導入により、業務効率化や職員の業務負担軽減をさらに推進する必要があること。
- の3つの視点について検討を進めるために、生産性向上効果検証を行うもの。

## 2 事業の概要

- 令和元年度から補助金による助成を実施中の
  - ・ **障害福祉分野のロボット等導入支援事業** ・ **障害福祉分野のICT導入モデル事業** の2事業について、実績報告から特に優良と思われる事例を抽出し、事業所に対する追加ヒアリング等を用いて具体的な生産性向上効果を定量的に測定する。
- ロボット等の導入による生産性向上効果の測定方法を検討するに当たっては、リハビリテーション専門職、福祉工学等の専門家によるワーキンググループを設置など、適切な助言をいただく体制をとる。



ICT/ロボット等導入の好事例の全国展開による推進や、ICT/ロボット等の活用についての検討材料とする。



# 障害福祉分野におけるICT化等について

- 令和3年6月18日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において、障害福祉分野におけるICTの導入等について、介護分野での状況を踏まえて取組を進めることとされている。

## 【成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定)〈抜粋〉】

### 12. 重要分野における取組

#### (2) 医薬品産業の成長戦略

##### ii) データヘルス、健康・医療・介護のDX

#### ② ICT、ロボット、AI等の医療・介護現場での技術活用の促進

(ロボット・センサー等の開発・導入)

・ 地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボットやICTの導入支援を進めるとともに、介護現場での大規模実証や介護ロボットの導入の効果実証等から得られたエビデンスデータを蓄積・分析し、次期以降の介護報酬改定等での評価につなげる。あわせて、障害福祉分野における介護ロボットやICTの導入についても、介護分野での状況を踏まえて取組を進める。

#### ③ 医療・介護現場の組織改革等

・ 文書量の削減に向けた取組について、介護分野では、社会保障審議会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の中間取りまとめ(2019年12月)を踏まえた文書等の簡素化・標準的な様式例の整備及びICT等の活用の見直しの方向性の結論を踏まえ、順次必要な対応を行う。医療分野や福祉分野でも、各分野の特性を踏まえ、文書量削減、標準化などの取組を順次進める。

# 障害福祉分野のICT導入モデル事業の概要

## 1. 事業目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、また障害福祉分野におけるICT活用による生産性向上の取組を促進するため、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入に係るモデル事業を実施し、安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。

## 2. 事業内容

- ICT機器の活用による濃厚接触の予防など新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、あわせて生産性向上の取組を促進するため、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入に係る経費を助成する。
- モデル事業所においては、ICT導入による感染拡大防止や生産性向上の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【実施対象】 障害福祉サービス等の指定を受けている施設・事業所

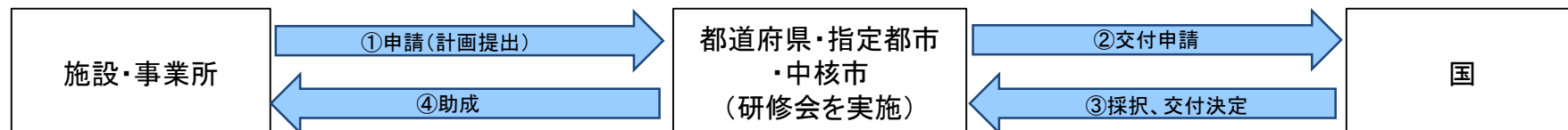
【補助単価】 1施設・事業所あたり:100万円

【補助割合】 国:2/3 都道府県・指定都市・中核市:1/3

## 3. 補助対象経費

- タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など。
- ※1 新型コロナウイルス感染防止のため、施設等利用者と関係者とのオンラインによる面会や、在宅介護の利用者と事業所とのアクセスのために必要な環境整備等について対象とする。
- ※2 タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象であるが、たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなどの効果・効率的なコミュニケーションを図るためのWi-Fi環境の整備費やインカムなど、ICT技術を活用したものを対象とする。

## 4. 事業スキーム



## 5. 補助実績(令和3年度補正予算交付決定状況)

58自治体863事業所

※導入内容については、ノートパソコンやタブレットの購入、通信環境(Wi-Fi)の基盤整備に関することが多い傾向にある。

# 障害福祉分野のICT導入モデル事業により業務が効率化された事例

	事例 1	事例 2	事例 3	事例 4	事例 5
業務内容	職員間の伝達・連絡	国保連提出資料の作成	個別支援記録の作成	相談支援業務	パソコンの使用
課題	・施設内の移動距離があるため、必要な職員とコミュニケーションをとるのに時間がかかっていた。	・国保連等に提出する資料について、国保連提供の電子請求システムを利用していたが、システムで補えない部分はExcelで入力していたため、二度手間となっていた。	・個別支援記録を紙媒体にて作成及び保存していたため、時間もかかり保存スペースも必要となっていた。	・屋外での相談支援業務では、記録を作成した上で、別途入力する必要があり、二度手間となっていた。	・施設内の端末が有線接続であったため、パソコン使用のために、都度スタッフルームに戻る必要があった。
導入したICT機器	インカム	ソフトウェア クラウドサービス	タブレット ソフトウェア	タブレット	無線ネットワーク
ICT導入前後の業務時間比較（1か月）	(残業時間) 50時間→10時間 (80%減)	8.6時間→7.6時間 (11.6%減)	60時間→32時間 (46.7%減)	800時間→450時間 (43.8%減)	30時間→15時間 (50%減)
ICT導入前後の記録文書量比較（1か月）	—	210ページ→95ページ (54.8%減)	130ページ→100ページ (23.1%減)	9,500ページ →8,700ページ (8.4%減)	6,300ページ →5,500ページ (12.7%減)
効果	・利用者の危険な状況への対応及び情報共有が早くなった。 ・ナースコールと連動させることにより、利用者への対応が必要最小限の職員で行え、他職員の業務効率が上がった。	・個人データの検索及びアクセスが容易になった。 ・データの誤入力が減少。	・データで管理することができ、利用者の状態が把握しやすくなった。 ・職員間で同じ画面を共有するため、職員による情報量の偏りが大幅に減少した。	・遠隔機能システムを導入したことで、屋外からでも面談と同時に記録を作成できるようになった。 ・面談や会議をリモートで実施できるようになった。	・現場とスタッフルームの行き来が、半分以上に減少。 ・現場において利用者へ伝え忘れが減少した。 ・印刷物が減少した。

## ○ICT導入によるその他の効果事例

・パソコンやタブレットを複数台導入したことで、コロナ禍における各種研修にオンライン参加できるようになり**移動時間や残業時間が大幅に削減**されるとともに、研修の受講促進にもつながった。



クリアトークインカム



# 「障害福祉サービス事業所のICTを活用した業務改善ガイドライン」(抜粋)

01

## 入力を簡単にしよう!

▶ 記録: 音声・スマホ

導入事例

スマートフォン、ヘッドセットを導入。  
パソコンに不慣れな職員の入力時間を短縮。

### 業務の質の向上

- 書式変更等、記録以外の調整(例: フォント・ポイント数・枠幅等)の必要がなくなり、必要事項だけを記入すればよかった。

### 量的な効率化

- 支援後の事務処理にかかる時間が短くなった。

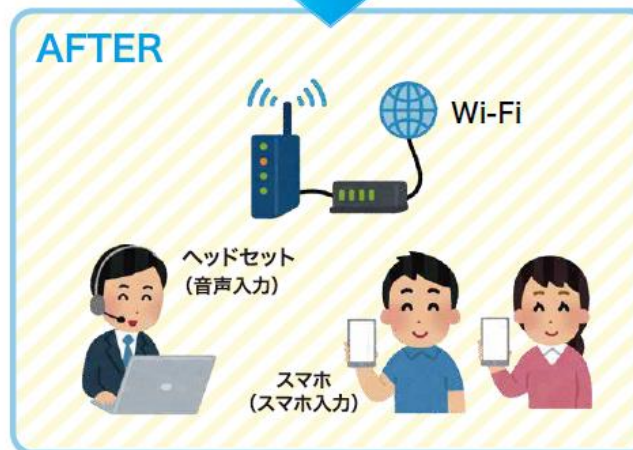


### 課題

- パソコンに不慣れなパート職員が多く、パソコンでの入力業務に時間と手間がかかっていた。

### 解決の仕方

- ①記録においてスマホでも入力できるシステムを導入した。
- ②ヘッドセットを使って音声入力できるようになった。



(令和元年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業所における生産性向上に関する調査研究」)

# 障害福祉分野のロボット等導入支援事業

## 【事業概要】

- 障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、労働環境の改善、生産性の向上等を通じて安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設等がロボット等を導入するための費用について財政支援を実施する。

## 【実施主体】

- 都道府県、指定都市、中核市

## 【補助割合】

- 国 2 / 3 都道府県、指定都市、中核市 1 / 3

## 【補助対象機器】

以下の要件を満たす機器が対象。

- 「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」のいずれかの場面で使用され、負担軽減効果がある。
- ロボット技術（※）を活用し、従来の機器ではなかった優位性を発揮する。
  - ※ センサー等により外界や自己の状況を認識し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等
- 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

## 【補助単価】

- 障害者支援施設：1施設あたり 上限210万円
- グループホーム：1事業所あたり 上限150万円
- その他事業所：1事業所あたり 上限120万円
- ※ 1台当たりの導入経費の補助対象額
  - 移乗介護、入浴支援：10万円以上100万円以下
  - 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援：10万円以上30万円以下

## 【対象施設・事業所】

- 障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所施設
- ※ 申請に当たっては、達成目標、導入機種、期待される効果等を記載した介護業務の負担軽減等のためのロボット導入計画の作成が必要。

## 【実績】

- 補助施設・事業所別、導入機器別の実績は以下のとおり。
- ※ 一の施設・事業所が複数種類の機器を導入している場合があるため、補助施設・事業所数は実数とはならない。

補助施設・事業所数 (採択計画数)	R1年度	R2年度	導入機器	R1年度		R2年度	
				計画数	導入台数	計画数	導入台数
障害者支援施設	161	483					
グループホーム	31	196	移乗介護	84	160	303	672
居宅介護	-	16	移動支援	24	43	26	52
重度訪問介護	-	3	排泄支援	13	24	51	111
短期入所	-	18	見守り・コミュニケーション	65	200	303	1,073
重度障害者等包括支援	-	0	入浴支援	6	6	42	58
障害児入所施設	-	9					
合計	192	725	合計	192	433	725	1,966

# 障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業の活用事例

障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業では、移乗介護や見守り・コミュニケーション機器を中心に、導入に要する費用について財政支援を実施しており、その導入効果の一例は以下のとおり。

## 1. 移乗介護

- オムツ交換（移乗介護。排泄支援）における中腰作業の負担が軽減できたことから、従事者（性別問わず）より腰痛予防に効果的との声が寄せられている。
- 60分間連続する排泄介助において、10分の短縮効果があった。よって、利用者からの緊急呼び出し（ナースコール等）に備える時間が増えた。
- 職員・利用者の安心安全の移乗介護ができ、利用者・職員共に満足。職員の腰痛も2割以上が改善した。

## 2. 見守り・コミュニケーション

- センサーの反応により寝返り、はみだし、起き上がり、離床の動きが判別できるため、起き上がり、離床時のみの巡回に軽減。（5分×回数）
- 導入以降、見守り対象者の離床によるヒヤリ事故や転倒事故は起きていない。

## 3. 入浴支援

- バスアシストを使用する事により、筋力低下から浴槽内への入浴が困難であった方がスムーズに入浴出来るようになった。それにより利用者満足度が向上した。
- 従事者の身体的負担が軽減され、効率的且つ安全な入浴支援業務可能になった。また、被介助者の負担も軽減し、入浴への拒否も減少、情緒の安定に繋がっている。

# ロボット等の活用に関する調査研究事業

障害者総合福祉推進事業により、障害分野において活用が見込まれるロボット技術の整理や日頃の業務負担の状況、ロボット等の導入への意向を把握するとともに、導入事例を踏まえてロボット等の活用におけるポイントや導入プロセスを整理している。

## 障害分野におけるロボット等の導入促進に向けた調査研究事業（令和元年度）

### ○調査研究の概要

- 障害福祉サービス事業所における、ロボット技術の普及に向けた阻害要因や導入支援施策に対するニーズの整理。
- 障害福祉サービス事業所における、ロボット技術の活用による業務効率化や職員の負担軽減等への効果が大きいと考えられる業務領域・介助動作（「障害福祉分野におけるロボット技術の活用イメージ」）の抽出・整理。
- ロボット技術の活用を進める先進的な事業者の事例を収集し、実際に活用されている機器の種類、活用時のポイント等を整理。

## ロボット等を活用した障害者支援手法の開発に向けた調査研究（令和2年度）

### ○調査研究の概要

- 身体・知的・精神などの障害児者向けサービス事業所を対象とするアンケート調査により、支援業務の内容や業務負担の状況、ロボット介護機器の導入意向等について把握。
- 調査結果の分析を通じ、支援内容の中からロボット介護機器の活用により効率化や支援の質の向上が期待されるものを抽出し、支援行為ごとの具体的な機器活用のポイントを検討。
- ロボット介護機器を活用する事業所・施設の情報からロボット介護機器を活用する際のポイント、導入手順などについて詳細な情報を把握。
- 調査結果と機器の導入・活用のポイントを整理し、活用事例のとりまとめを作成。

調査研究事業の実施主体：(株)浜銀総合研究所

# 障害福祉現場の業務効率化のためのICT活用



- 運営基準や報酬算定上必要となる委員会等や、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた対応を可能とする。

事項	対象サービス	内容	
委員会・会議等	感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会	全サービス共通	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	身体拘束等の適正化のための対策検討委員会	訪問系サービス、通所系サービス、入所系サービス	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	虐待防止のための対策検討委員会	全サービス共通	虐待の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	個別支援計画作成等に係る担当者等会議	通所系サービス、入所系サービス	利用者に対するサービス提供に当たる担当者等で行われる個別支援計画等の作成に係る会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	サービス担当者会議事例検討会等	計画相談支援、障害児相談支援	サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる会議や基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	特定事業所加算	訪問系サービス	利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における技術指導を目的とした会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	リハビリテーション加算	生活介護	リハビリテーション実施計画の作成や支援終了時に医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者で行われるリハビリテーションカンファレンスについて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	日中活動支援加算（新設）	短期入所	日中活動実施計画を作成するに当たって、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同する場面について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	経口移行加算	施設入所支援	経口移行計画を作成するに当たって、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同する場面について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	経口維持加算	施設入所支援	経口維持計画を作成するに当たって、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	支援計画会議実施加算（新設）	就労移行支援	就労移行支援計画等の作成等に当たって、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等障害者の就労支援に従事する者により構成される会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	定着支援連携促進加算（新設）	就労定着支援	地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等との連携を図るため、関係機関等を交えた会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	居住支援連携体制加算（新設）	自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援	精神障害者等の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、居住支援協議会や居住支援法人との情報連携・共有を図る場について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
関係機関連携加算	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	
相談等	就労定着支援	利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する利用者に対する相談、指導等の支援について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	

### 3. 障害福祉サービス等の人材確保・育成 について



- 障害福祉サービス等の福祉・介護職員等の処遇改善については、これまでの障害福祉サービス等報酬の処遇改善加算を通じた取組に加え、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を本年2月から前倒しで実施することとされ、令和3年度補正予算に基づく事業（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金）として対応している。  
さらに、令和4年10月以降については、臨時の報酬改定を行い、補正予算事業と同様の措置を講じることとされ、令和4年度当初予算に必要な予算を計上している。
- 障害福祉分野への多様な人材の参入を促進するため、パンフレットや動画による広報等を通じた障害福祉の仕事の魅力の情報発信を行うとともに、返済免除条件付きの就職支援金貸付事業を実施している。また、障害者等に対して適切な支援を提供するため、サービス類型に応じた従事者の配置の要件を定めているほか、専門性の向上のために必要な研修等を行っている。
- 障害福祉サービス等の人材確保等の観点からは、職員が安心して働くことのできる職場環境・労働環境を整えることも重要である中、利用者や家族等からの職員に対するハラスメントは職員の離職や、やりがいの喪失につながっている面があり、課題の一つとなっている。このため、令和3年4月から、指定障害福祉サービス等の指定基準においてハラスメントを防止するための措置の実施を事業所に義務付けるとともに、研究事業としてハラスメント対策のためのマニュアルを作成するなど、対策に取り組んでいるところである。
- 一方、障害福祉サービス等の施設・事業所の人材が不足している要因については、キャリアアップや職場環境なども含めた詳細な調査はこれまで行われておらず、人材確保に当たっての課題が明確ではない面がある。また、人材の確保や定着に向けて新しい取組を組織的に実施している法人・事業所もあるが、このような好事例について十分共有されているとは言えない状況にある。



## 検討事項（論点）

これまでの障害者部会の議論を踏まえて再度整理したもの

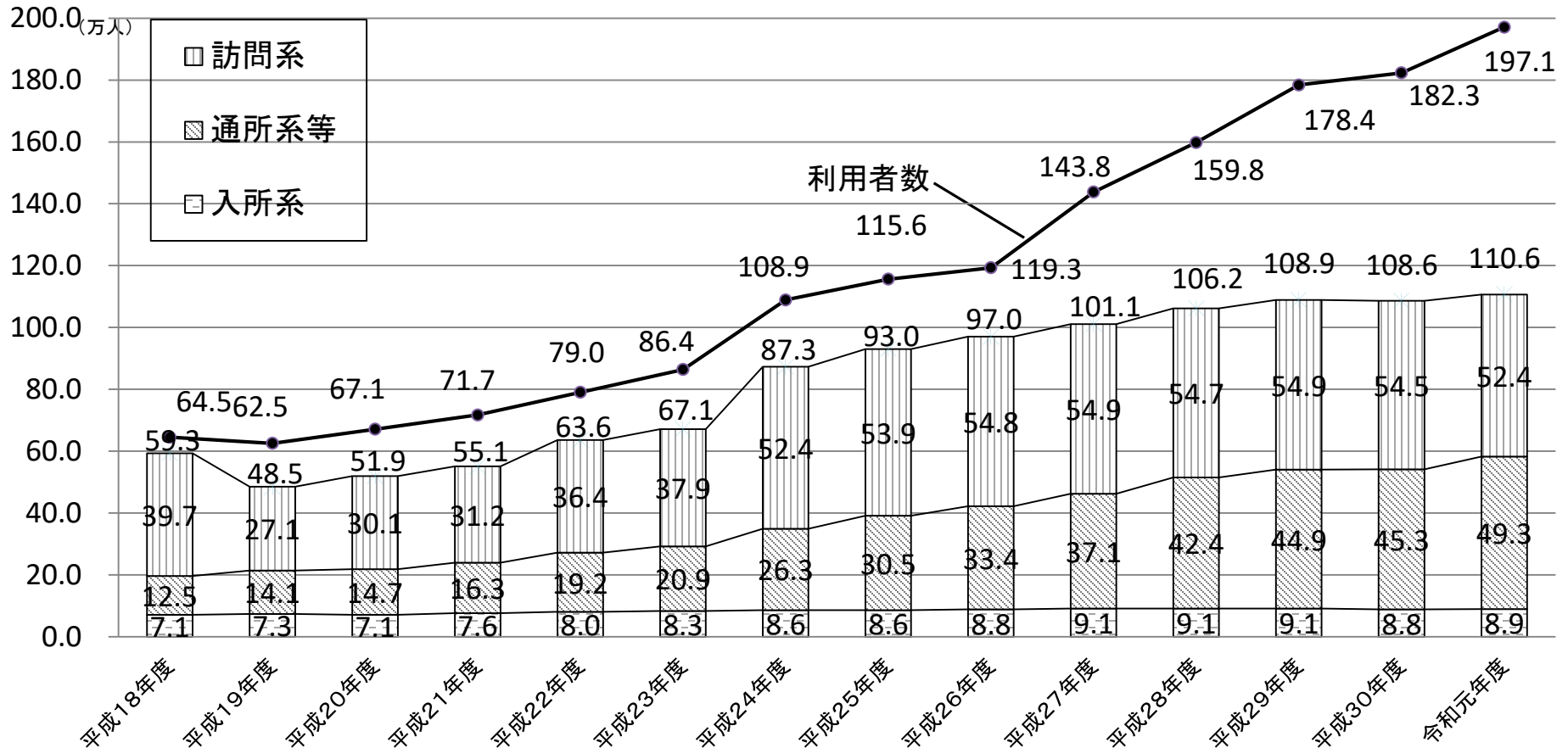
- 障害児者のニーズに対応した障害福祉サービス等を安定的に提供していく観点から、人材の確保・育成についてどう考えるか。

## 検討の方向性

- 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金と本年10月からの臨時の報酬改定による処遇改善に着実に取り組むとともに、公的価格評価検討委員会の検討を踏まえ、障害福祉職員の処遇改善や職場環境の状況について調査・分析し、効果的な方策について更に検討することとしてはどうか。
- ICTの活用やロボットの導入については、障害福祉分野の人材の事務負担の軽減や業務の効率化にも資すると考えられるため、更に推進してはどうか。
- 今後、令和3年度の調査研究事業において作成したハラスメント対策マニュアルの周知を進めるとともに、事業所における職員研修のための手引き等を作成することで、利用者、家族等によるハラスメント対策を推進することとしてはどうか。
- 人材確保において課題となっている要因等を把握するとともに、障害福祉サービス等事業所における人材の確保・定着方策の好事例の共有を図ることを検討してはどうか。

# 障害福祉分野の福祉・介護職員数の推移(推計値)

○ 障害者自立支援法施行以降、障害福祉サービス等の利用者数は14年間で約3倍に増加している。サービス量の増加に伴う障害福祉分野の福祉・介護職員数は14年間で約2倍となっている。



【出典】厚生労働省「社会福祉施設等調査」に基づき社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において作成。

注1)平成21～29年度の数値は、回収率の割り戻しにより補正し推計したものである。平成30年度からは、調査結果が全施設・事業所の推計値となり、回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。

注2)従事者数及び利用者数は各年の10月1日現在の数値である。

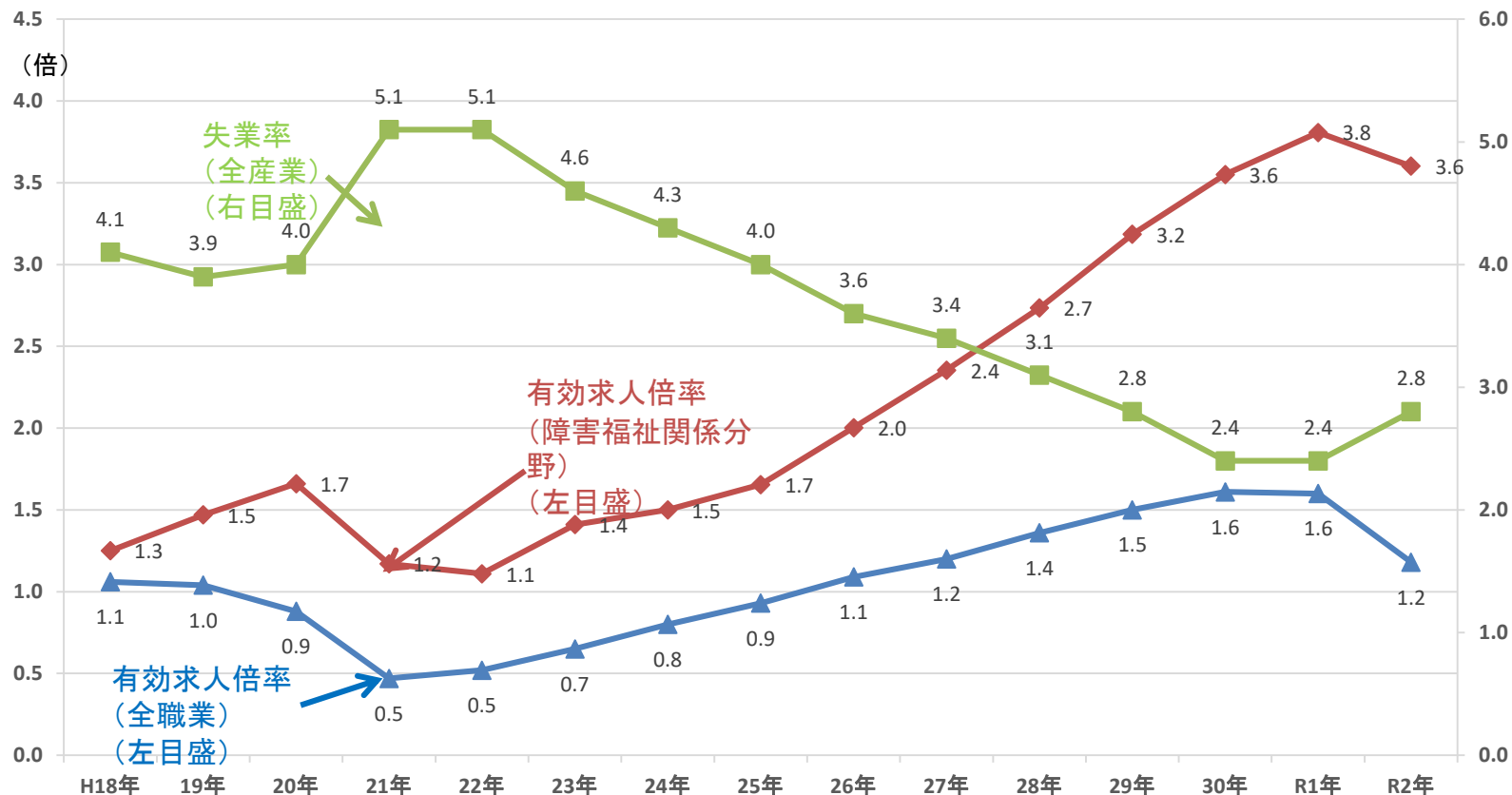
注3)従事者数は、福祉・介護職員処遇改善加算の対象となる直接処遇職員について、常勤、非常勤を含めた実人員数を各サービス・事業で合計したものである。

注4)各年度の「社会福祉施設等調査」の結果を踏まえ、障害者自立支援法、障害者総合支援法のサービス及び児童福祉法のサービスを含めているが、年度によってサービスの新設・廃止があるため、年度間の比較には留意が必要。

# 障害福祉関係分野職種における労働市場の動向(有効求人倍率と失業率の動向)

○ 障害福祉サービス等従事者を含む関係職種の有効求人倍率は、全職種より高い水準で推移している。

有効求人倍率(障害福祉関係分野)と失業率  
【平成18～令和2年/暦年別】



【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」に基づき社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において作成。

注1)平成23年の数値は、東日本大震災の影響により補完的に推計した値。(実数は2015年国勢調査基準、比率は2005年国勢調査基準)

注2)障害福祉関係分野については、平成24年以前は「社会福祉専門の職業」の有効求人倍率。

注3)障害福祉関係分野については、平成25年以降は「社会福祉の専門の職業」、「介護サービスの職業」の有効求人数及び有効求職者をそれぞれ合計し、「有効求人数÷有効求職者数」で計算。

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき、障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付する。
- 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

◎ **対象期間** 令和4年2月～9月の賃金引上げ分(以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う)

◎ **補助金額** 対象障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとの福祉・介護職員(常勤換算)に対して必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

- ◎ **取得要件**
- ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所(現行の処遇改善加算の対象サービス事業所)
  - ・ 上記かつ、令和4年2・3月(令和3年度中)から実際に賃上げを行っている事業所(事業所は、都道府県に賃上げを実施した旨の用紙を提出。メール等での提出も可能)
  - ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上は福祉・介護職員等のベースアップ等(※)の引上げに使用することを要件とする(4月分以降。基本給の引き上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響を考慮しつつ、就業規則(賃金規程)改正に一定の時間を要することを考慮して令和4年2・3月分は一時金による支給を可能とする。)  
※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」

- ◎ **対象となる職種**
- ・ 福祉・介護職員
  - ・ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

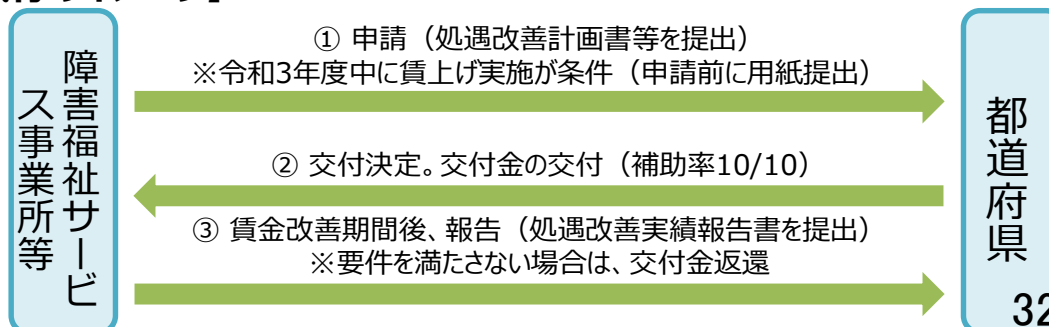
◎ **申請方法** 各事業所において、都道府県に福祉・介護職員・その他職員の月額の賃金改善額を記載した計画書(※)を提出。  
※月額の賃金改善額の総額(対象とする職員全体の額)の記載を求める(職員個々人の賃金改善額の記載は求めない)

◎ **報告方法** 各事業所において、都道府県に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書(※)を提出。  
※月額の賃金改善額の総額(対象とする職員全体の額)の記載を求める(職員個々人の賃金改善額の記載は求めない)

◎ **交付方法**  
対象事業所は都道府県に対して申請し、対象事業所に対して交付金支払(国費10/10、約414億円)。

- ◎ **申請・交付スケジュール**
- ✓ 賃上げ開始月(2・3月)に、その旨の用紙を都道府県に提出
  - ✓ 実際の申請は、都道府県における準備等を勘案し、令和4年4月から受付、6月から交付金を毎月分交付
  - ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

## 【執行のイメージ】



# 処遇改善に係る加算全体のイメージ(令和4年度改定後)

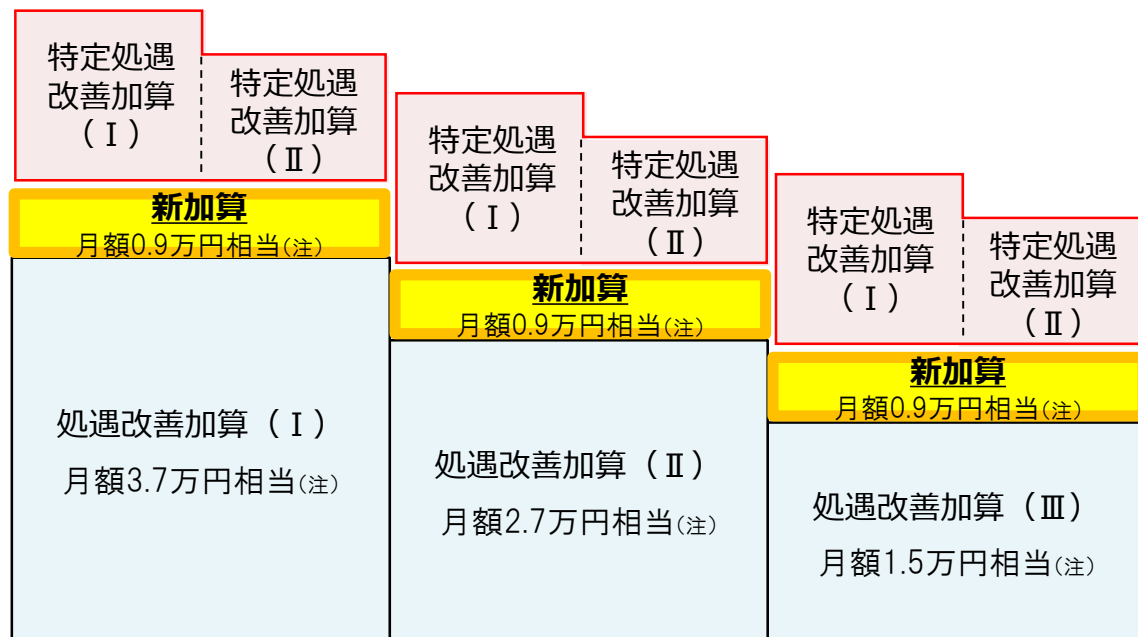
## 新加算(福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算)(案)

- 対象：福祉・介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
  - 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
    - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
    - 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は福祉・介護職員等のベースアップ等(※)の引上げに使用することを要件とする。
- ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある障害福祉人材、②他の障害福祉人材、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
  - ※福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定。
  - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
  - 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
  - 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

## 全体のイメージ



注：事業所の総報酬に加算率(サービス毎の福祉・介護職員数を踏まえて設定)を乗じた額を交付。

## 福祉・介護職員処遇改善加算

- 対象：福祉・介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
キャリアパス要件のうち、①+②+③を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①+②を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①or②を満たすかつ職場環境等要件を満たす

### <キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた**任用要件と賃金体系**を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して**研修の実施又は研修の機会を確保**すること
- ③経験若しくは資格等に依りて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期に昇給を判定する仕組み**を設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む。

### <職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

# 障害福祉のしごと魅力発信事業(地域生活支援事業、厚生労働省本省事業)

## 1. 事業の目的

障害福祉の仕事の魅力を伝え、障害福祉に対して抱いているイメージを変えて、障害福祉の職場について理解を促進するための障害福祉就職フェア等を行い、障害福祉分野への多様な人材の参入促進を図る。

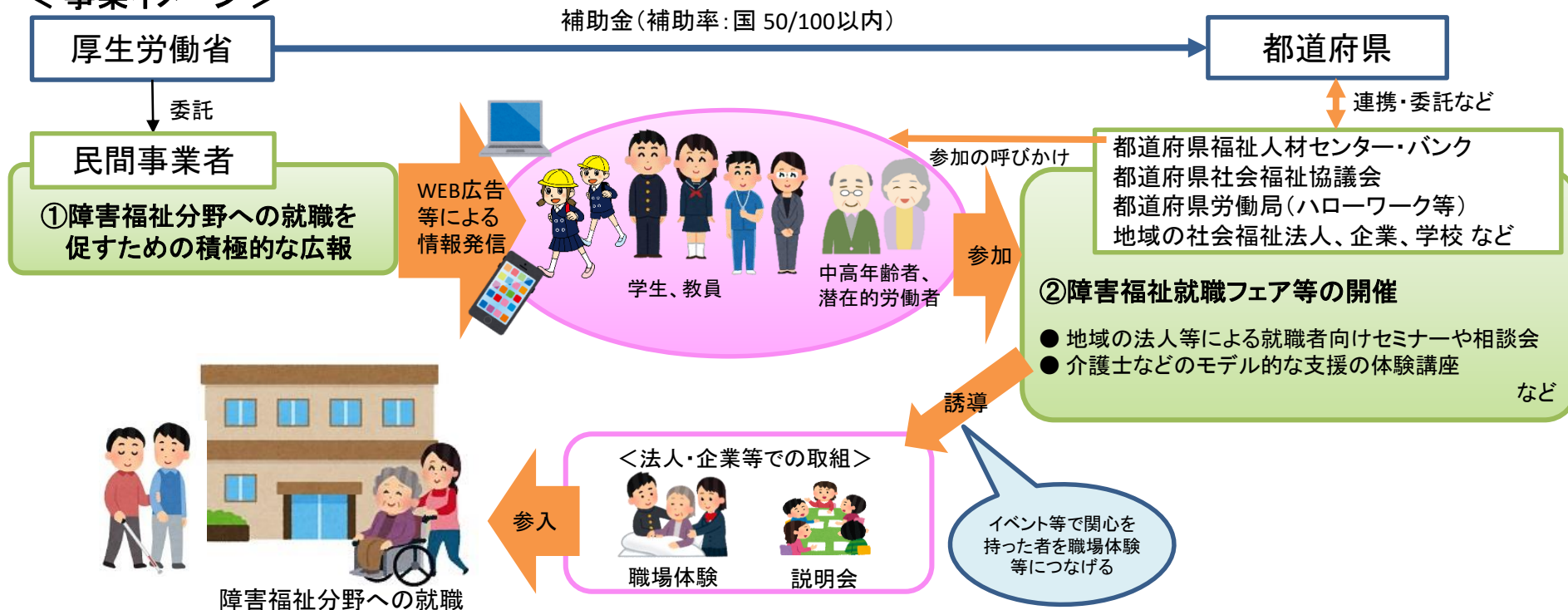
## 2. 事業概要・実施主体

① 障害福祉への就職を促すためのパンフレットや動画等を活用したWEB広告等による情報発信(実施主体:厚生労働省)

② 障害福祉就職フェア等の開催(実施主体:都道府県、補助率:国50/100以内)

小中高生、福祉系大学の学生・教員、働く意欲のあるアクティブシニア等を主なターゲットとし、地域の福祉人材センター、ハローワーク、社会福祉法人、企業、学校などの多様な関係団体と連携しつつ、障害福祉の就職フェア等を開催する。

### < 事業イメージ >





# ハラスメントに関する事業者向けマニュアル等について

## 経緯

- 令和2年1月に「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」が策定され、顧客等からの著しい迷惑行為に関し、**事業者は相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備や被害者への配慮、虐待防止のためのマニュアル作成や研修の実施等が有効である**旨が示された。
- これらの取組は、人材確保や定着のため、職員が安心して働くことのできる職場環境等の整備の観点からも重要である。
- こうした背景を踏まえ、**障害福祉の現場における利用者や家族等によるハラスメントの内容等を確認し、事業者として取り組むべき対策などを示す**ことを目的に本調査研究を実施し、事業者向けマニュアル及び職員向けリーフレットを制作。

## 事業者向けマニュアルの概要

サブタイトル:職員が安心して働ける職場作りのために

マニュアルの項目:

- ① なぜ利用者や家族等によるハラスメント対応の整備が求められるのか
- ② (職員からの相談の)受付から対応までの流れ  
職員全員が理解しておくこと
- ③ 相談受付担当者の役割
- ④ 解決責任者の役割
- ⑤ 事業者内での協議の役割
- ⑥ 第三者委員、関係機関との連携
- ⑦ 分析と改善～ハラスメント対応を再発防止につなげる 等

## 職員向けリーフレットの概要

サブタイトル:利用者・家族からハラスメントを受けたら、まずは相談してください

リーフレットの項目:

- ① ハラスメントとはな行為を指すのか  
～ハラスメントを受けたら、安心してどのような相談しましょう～
- ② ハラスメントを受けたらどうすればよいか  
～その場での対応、再発を防ぐための取組など～
- ③ 相談する際に整理して伝えると良いこと  
行為の内容、直後の対応、心身への影響、対応方針など
- ④ ハラスメントを目撃したらどうするか
- ⑤ 外部相談窓口の紹介 等

# 障害福祉分野就職支援金貸付事業

## 【要求要旨】

令和4年度予算額(案):既存の介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資で対応

介護人材については、慢性的な人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、障害福祉施設等における業務が増大し、人手不足が更に深刻化していることから、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の障害福祉分野における介護職としての参入を促進するため、返済免除付きの新たな貸付事業「障害福祉分野就職支援金貸付事業」を創設する。※介護分野は地域医療介護総合確保基金における新規事業で実施。

## 【事業内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により、介護人材不足が一層懸念されることから、返済免除付きの新たな貸付事業「障害福祉分野就職支援金貸付事業」を創設し、他業種で働いていた方等の障害福祉分野における介護職への参入促進を支援することにより、迅速に人材確保を加速化し、「介護崩壊」の恐れを未然に防止することを目指す。

【実施主体】 都道府県又は 都道府県が適当と認める団体

【補助率】 定額補助(国9/10相当)

○障害福祉分野就職支援金の創設:20万円



他業種等で働いていた者等(※1)であって  
一定の研修等(※2)を修了した者

(※1) 介護未経験者、無資格者、無職等  
(※2) 公的職業訓練機関における介護職員初任者研修等

求職者等



介護職員



【介護の仕事(介護・障害福祉職員)】



借り受けた障害福祉分野就職支援金の返済を全額免除



介護職の定着を促進

2年間、障害福祉分野における介護・障害福祉職員として継続して従事



(途中で他産業に転職、自己都合退職等)

借り受けた障害福祉分野就職支援金を実施主体に返済。

○障害福祉分野就職支援金(1回を限度)(貸付額(上限)20万円)

- ・子どもの預け先を探す際の活動費
- ・介護に係る軽微な情報収集や学び直し代(講習会、書籍等)
- ・被服費等(ヘルパーの道具を入れる靴、靴など)
- ・転居を伴う場合の費用(敷金礼金、転居費など)
- ・通勤用の自転車・バイクの購入費など

## 各障害福祉サービスにおける主な従業者の資格要件について

サービス種類	主な従業者の資格要件		その他配置すべき従業者
居宅介護	サービス提供責任者	介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、介護職員初任者研修課程修了者であって、3年以上の実務経験を有する者 又は 居宅介護職員初任者研修課程修了者であって、3年以上の実務経験を有する者	—
	ヘルパー	介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、介護職員初任者研修課程修了者 又は 居宅介護職員初任者研修課程修了者、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者 等	
重度訪問介護	サービス提供責任者	居宅介護基準と同様	—
	ヘルパー	居宅介護基準 又は 重度訪問介護従業者養成研修修了者 等	
同行援護	サービス提供責任者	同行援護従業者養成研修応用課程修了者であって、①または②の要件を満たす者 ①介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験を有する者 ②移動支援事業に3年以上従事した者 等	—
	ヘルパー	同行援護従業者養成研修一般課程修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって、1年以上の直接処遇経験を有する者 等	
行動援護	サービス提供責任者	行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修修了者であって、3年以上、知的障害児者・精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に従事した経験を有する者	—
	ヘルパー	行動援護従業者養成研修修了者または強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって1年以上、知的障害児者・精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に従事した経験を有する者 又は 介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって2年以上の実務経験を有する者 等	
重度障害者等包括支援	サービス提供責任者	相談支援専門員の資格を有する者であって、重度障害者包括支援対象者の直接処遇に3年以上従事した者	
短期入所 (併設型・空床型の場合、 本体施設の配置基準に準じる)	生活支援員等	—	—
療養介護	サービス管理責任者	障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3～8年)を有し、相談支援従事者初任者研修(講義部分)及びサービス管理責任者基礎研修を修了後、2年の実務経験を経た上で、サービス管理責任者実践研修を修了した者 ※5年毎に、サービス管理責任者更新研修を受講	生活支援員、医師、看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者をいう。以下同じ)

## 各障害福祉サービスにおける主な従業者の資格要件について

サービス種類	主な従業者の資格要件		その他配置すべき従業者
生活介護	サービス管理責任者	同上	医師、看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員
自立訓練(機能訓練)	サービス管理責任者	同上	看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員
自立訓練(生活訓練)	サービス管理責任者	同上	生活支援員、地域移行支援員
就労移行支援	サービス管理責任者	同上	職業指導員、生活支援員、就労支援員
就労継続支援(A型・B型)	サービス管理責任者	同上	職業指導員、生活支援員
就労定着支援	サービス管理責任者	同上	就労定着支援員
自立生活援助	サービス管理責任者	同上	地域生活支援員
共同生活援助	サービス管理責任者	同上	—
	世話人	障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者	
	生活支援員 (外部サービス利用型以外)	同上	
施設入所支援	サービス管理責任者	当該施設等において、昼間サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者であること	—
地域移行支援	相談支援専門員	相談支援・介護等の業務における実務経験(3～10年)を有し、相談支援従事者初任者研修を修了した者 ※5年ごとに、相談支援従事者現任研修を受講	—
地域定着支援	相談支援専門員	同上	—
計画相談支援	相談支援専門員	同上	—

## 各障害福祉サービスにおける主な従業者の資格要件について

サービス種類	主な従業者の資格要件		その他配置すべき従業者
児童発達支援	児童発達支援管理責任者	障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3～8年)を有し、相談支援従事者初任者研修(講義部分)及び児童発達支援管理責任者基礎研修を修了後、2年の実務経験を経た上で、児童発達支援管理責任者実践研修を修了した者 ※5年毎に、児童発達支援管理責任者更新研修を受講	指導員又は保育士 嘱託医、児童指導員、栄養士、調理員 (児童発達支援センターである場合)
医療型児童発達支援	児童発達支援管理責任者	同上	児童指導員、保育士、看護職員、理学療法士又は作業療法士
放課後等デイサービス	児童発達支援管理責任者	同上	指導員又は保育士
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援管理責任者	同上	訪問支援員
保育所等訪問支援	児童発達支援管理責任者	同上	訪問支援員
福祉型障害児入所施設	児童発達支援管理責任者	同上	児童指導員、保育士、栄養士、調理員
医療型障害児入所施設	児童発達支援管理責任者	同上	児童指導員、保育士
障害児相談支援	相談支援専門員	地域移行支援基準と同様	—



# (参考) 令和2年度「介護労働実態調査」調査結果概要 (抜粋)

調査主体：公益社団法人 介護労働安定センター

## 令和2年度「介護労働実態調査」結果の概要について

公益財団法人介護労働安定センターでは、令和2年度に実施した「事業所における介護労働実態調査（事業所調査）」、「介護労働者の就業実態と就業意識調査（労働者調査）」結果の概要を以下のとおり取りまとめました。

調査実施期間（令和2年10月1日～10月31日）に全国の介護保険サービス事業を実施する事業所のうちから18,000事業所を無作為抽出にて選定し、郵送にてアンケート調査を実施しました。なお、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発令されていない期間での調査となりました。

回収状況は、調査対象事業所17,544事業所のうち、有効回答数9,244事業所（回収率52.7%）、労働者調査回答数22,154人（回収率42.1%）でした。

なお、本資料は、当センターのHP（<http://www.kaigo-center.or.jp/report/>）に掲載します。

【調査結果概要（ ）内は令和元年度行われた調査の数値】

### 1. 人材の不足感は2年連続で少しずつ改善傾向（事業所調査）

介護事業所における人材の不足感は、年々上昇傾向にあったところ、事業所全体での不足感（「大いに不足」＋「不足」＋「やや不足」）は全体で60.8%（65.3%）と前年度に続き改善傾向を示している。職種別でみると、訪問介護員の不足感が80.1%（81.2%）で最も高く、次いで介護職員の66.2%（69.7%）であった。（図1）

また、不足している理由としては、「採用が困難である」が86.6%（90.0%）あり、その原因としては「他産業に比べて、労働条件等が良くない」が53.7%（52.0%）、「同業他社との人材獲得競争が激しい」が53.1%（57.9%）と高くなっている。

（図1）不足感の推移（職種別）

